

千葉県告示第807号

千葉県市税条例（昭和49年千葉県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、平成30年7月25日付け千葉県告示第569号において別途千葉県告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成30年7月5日から平成30年11月26日までの間に到来するもの（個人の市民税（普通徴収に係るものに限る。）、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税（以下「個人の市民税等」という。）の納付に関する期限を除く。）について平成30年11月27日とし、その期限が平成30年7月5日から平成30年11月29日までの間に到来するもの（個人の市民税等の納付に関する期限に限る。）について平成30年11月30日とするので、同条例第5条第2項により告示します。

平成30年10月25日

千葉市長 熊谷俊人

都道府県名	地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市